

#### 4-4. 被災住民の支援活動

##### 1. 応急仮設住宅体制

###### 01. 第1次応急仮設住宅が4月14日より、第2次応急仮設住宅が5月24日より着工され、完成に伴い順次入居が始まった。

仮設住宅は、1DK(単身者用)、2DK(2 - 5人用)、3DK(5人以上)の3タイプ。流し台とガス、ストーブ、電気、上下水道、浴室(ユニット式)、電話機が備えられるほか、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、炊飯器の付帯家電が両町の発注で整備される。[『有珠山 - 平成噴火とその記録 - 』室蘭民報社(2000/12),p.186]

第一次分の建設は4月14日から着工し、5月5日から入居を開始した壮瞥町滝之町地区の60戸を最初に、完成した住宅から順次入居がなされ、6月10日、虻田町月浦地区の140戸の入居開始をもって、第一次分のすべての応急仮設住宅が供用された。

その後、高齢者用応急仮設住宅についても検討がなされ、5月17日、道は第二次建設分として、伊達市139戸(高齢者用仮設住宅10戸及び集会所1戸を含む。)、虻田町155戸、合計294戸の建設を決定した。

建設戸数については、噴火直後の段階では2,000戸規模になるのではないかとの予測もあったが、噴火の沈静化傾向により4月中に避難指示が解除された区域が相当数あったことや、先に述べた周辺市町村の公営住宅や民間住宅の利用などの諸事情により、最終的に第一次分440戸、第二次分294戸、合計734戸の建設に止まることとなった。

第二次建設分は5月24日から順次着工され、6月21日から入居を開始した虻田町清水友愛の里地区の15戸を最初に、完成した住宅から順次入居がなされ、7月22日の虻田町高砂地区の60戸の入居開始をもって、第二次分のすべての応急仮設住宅が供用された。[『2000年有珠山噴火災害・復興記録』北海道(2003/3),p.92]

仮設住宅の第一次整備は、4月14日～6月5日にかけて伊達市、虻田町、壮瞥町、豊浦町で行われ、入居は早いもので5月5日、遅くとも6月10日には開始された。この整備で442戸の仮設住宅が完成し、373世帯891人が入居することとなった。

(中略)

仮設住宅の第二次整備が5月24日～7月19日にかけて伊達市、虻田町で行われ、入居は早いもので6月21日、遅くとも7月22日には開始された。この整備で293戸が完成し、254世帯518人が仮設住宅に入居することとなった。[『平成12年(2000年)有珠山噴火 - 火山砂防の緊急対応 - 』北海道建設部(2002/3),p.66]

入居人数等に関する詳細は、[『平成12年(2000年)有珠山噴火 - 火山砂防の緊急対応 - 』北海道建設部(2002/3),p.66-67]に掲載されている。

###### 02. 応急仮設住宅の仕様にあたっては平成5年北海道南西沖地震の際の応急仮設住宅が参考にされた。

応急仮設住宅の仕様の決定にあたっては、平成5年の北海道南西沖地震(奥尻島)の際の応急仮設住宅(408戸)を参考に検討され、寒冷地仕様などについては、前例を踏襲する形態をとった。具体的には、断熱材施工、凍結防止措置、降雪対策などがこれにあたる。[『2000年有珠山噴火災害・復興記録』北海道(2003/3),p.94]

03. 間取りに際しては各々の身体能力、家族構成、その他の個人的事情も考慮し、大きく分けて8種類の間取りが採用されることとなった。

間取り等の決定に際しては、被災者に同一仕様の住居を提供することを原則としつつも、一方で、各々の身体的能力、家族構成、その他の個別的な事情も考慮し、最終的には、集会所1種類を含め、大きく分けて8種類の間取りが採用されることとなった。[『2000年有珠山噴火災害・復興記録』北海道(2003/3),p.94]

応急仮設住宅の間取りについては、[『2000年有珠山噴火災害・復興記録』北海道(2003/3),p.97～101]にまとめられている。

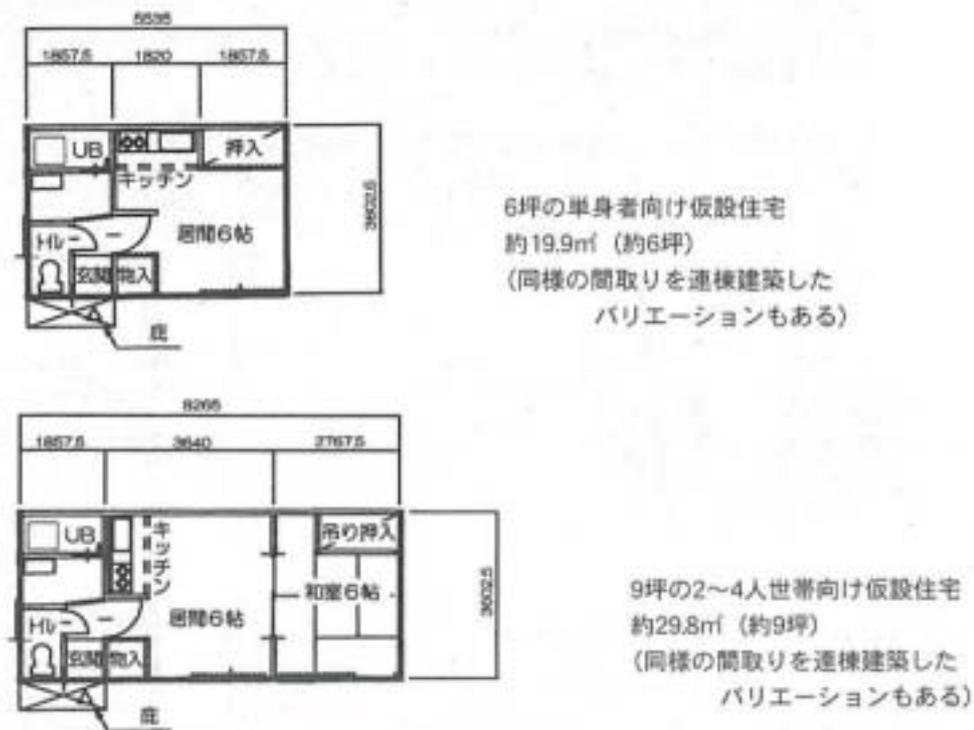


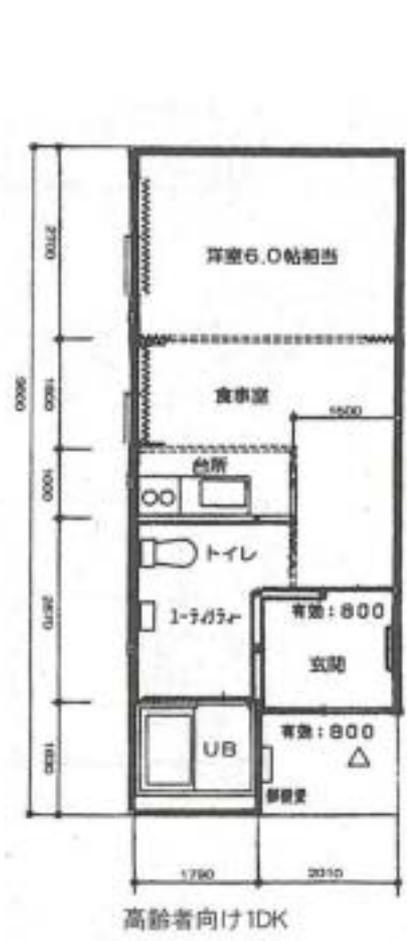
図 応急仮設住宅の間取り図(1)

(出典：(社)プレハブ建築協会 『有珠山噴火仮設住宅建設の記録 2000』)

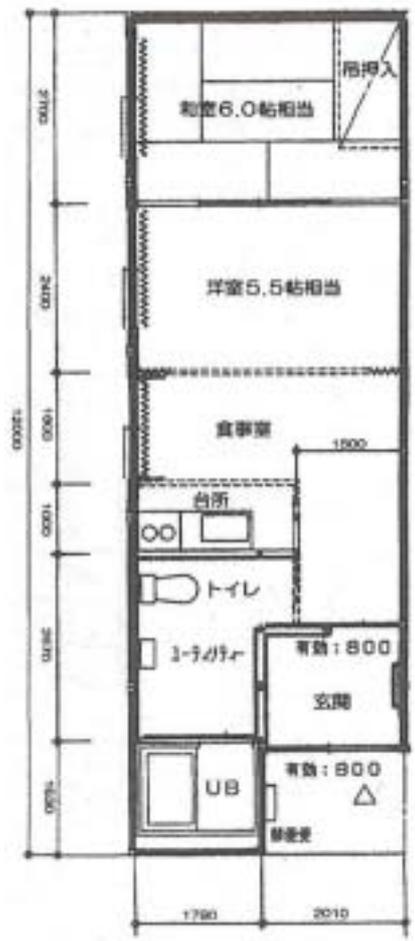
第4期 被災地応急対応期(2週間~3ヶ月)



約39.6㎡ (約12坪)  
 12坪の5人以上世帯向け仮設住宅  
 (同様の間取りを連棟建築した  
 バリエーションもある)



高齢者向け1DK



高齢者向け2DK

図 応急仮設住宅の間取り図(2)

(出典：(社)プレハブ建築協会 『有珠山噴火仮設住宅建設の記録 2000』)



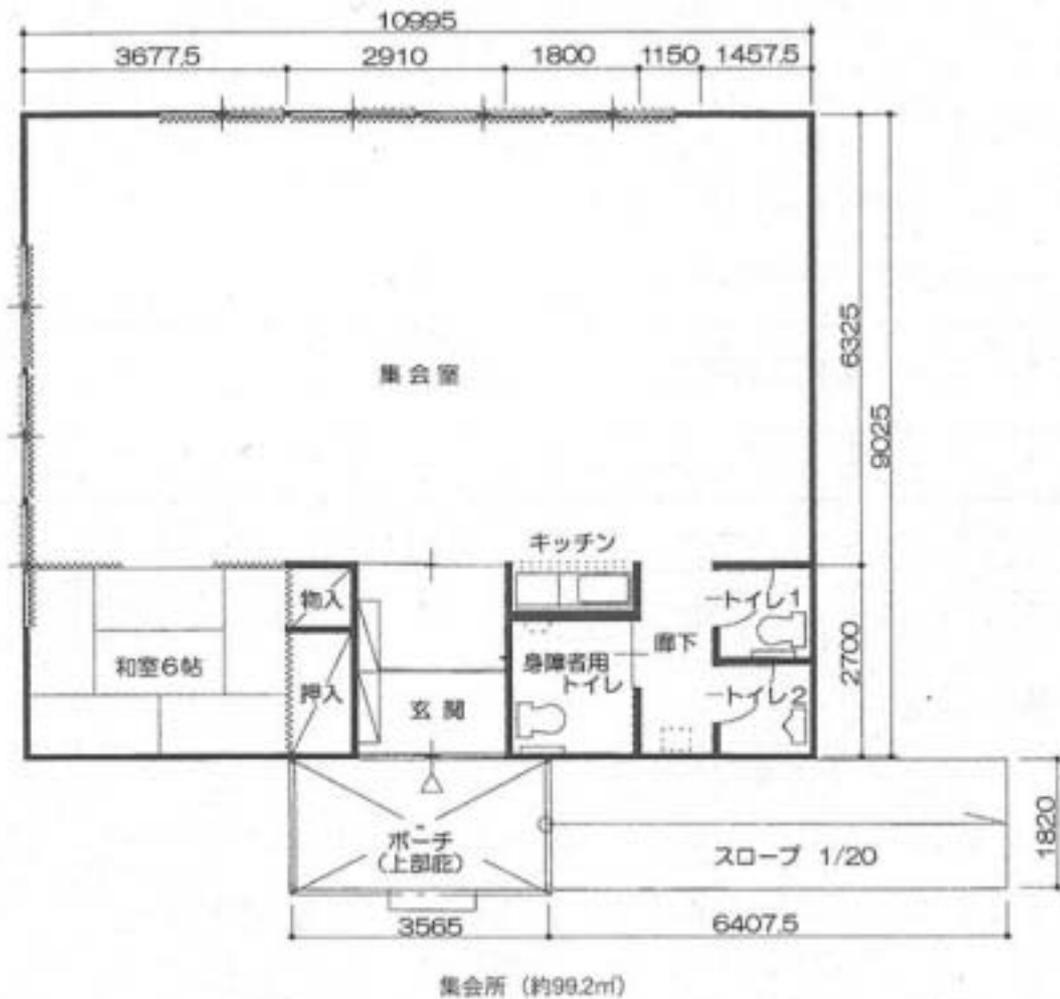


図 応急仮設住宅の間取り図(4)

(出典：(社)プレハブ建築協会『有珠山噴火仮設住宅建設の記録 2000』)

04. 大多数は応急仮設住宅に入居することになったが、一部の住民は、応急的に公営住宅及び民間住宅に入居した。

応急公営住宅は最大時で、室蘭市営住宅 268 戸、登別市営住宅 12 戸、伊達市営住宅 45 戸、豊浦町営住宅 24 戸及び道営住宅 19 戸の合計 368 戸が確保され、このうち 168 戸(最大時・H12.6.2)が利用された。

民間住宅等については、NTT 東日本及び雇用能力開発機構の協力を得て、最大時で 56 戸を確保し(H12.7.4)、このうち 28 戸が利用された。[『2000 年有珠山噴火災害・復興記録』北海道(2003/3),p.104]

05. 被災地近傍での空き家公営住宅の入居申し込みを開始した。

壮瞥町は、同町の避難住民を対象にした仮設住宅と応急公営住宅の入居募集説明会をき

よう19日、避難所となっている仲洞爺キャンプ場センターハウス、久保内農村環境改善センターの2カ所で行い、20日から申し込みを受け付ける。

(中略)

受付期間は20日から24日まで。窓口は両避難所と壮瞥町役場、胆振支庁社会福祉課。遠方に避難している人や仕事の都合で説明会に出席できない人は、最寄りの支庁社会福祉課でも申し込みが可能。[『有珠山 - 平成噴火とその記録 - 』室蘭民報社(2000/12),p.140]有珠山噴火被災者の住宅確保の一つとして道が取りまとめている、公営住宅の優先入居の受け付けが17日、全道一斉に始まった。建設着手した仮設住宅と「応急住宅」となる公営住宅を除く公営住宅が対象で、全道1139戸を確保してのスタート。道によると、初日から札幌市を中心に申し込みがあったという。

この日から始まった公営住宅入居受け付けは、現在、虻田、壮瞥などで500戸着工している仮設住宅と、室蘭、伊達、登別、豊浦で366戸確保した応急住宅用の空き公営住宅とは別対応分。

災害救助法適用外のため、家賃や生活必需品は自己負担となる。道や各支庁の住宅管理係が窓口となって対応する。[『有珠山 - 平成噴火とその記録 - 』室蘭民報社(2000/12),p.136]

壮瞥町住民を対象に応急仮設住宅及び応急公営住宅の入居申し込み受付を4月20日～24日に実施。

虻田町住民を対象に応急仮設住宅及び応急公営住宅の入居申し込み受付を5月1日～3日に各避難所、虻田町役場、各支庁社会福祉課にて実施(入居募集説明会は4月29日及び30日に実施(避難所25箇所含む28箇所))[『平成12年(2000年)有珠山噴火 - 火山砂防の緊急対応 - 』北海道建設部(2002/3),p.66]

## 2. 医療・福祉支援

### 01. 月浦地区において洞爺協会病院スタッフによる診療所を開設した。

同病院〔洞爺協会病院〕はとりあえず豊浦町児童館に仮診療所を開設、町内月浦に仮設住宅が建設され被災者が入居するようになってからは、月浦集会所を利用し、別認可の内科のみの診療所を開設し6月19日から診療を開始した。

かつては給食部門の委託職員を含め250人の職員を擁していた同病院も、他病院への転籍や勧奨退職などによって28人体制に縮小された。[『2000年有珠山噴火・その記録と教訓』北海道虻田町(2002/12),p.420]

噴火の影響で、豊浦町の仮診療所で洞爺協会病院が、避難住民の移動に合わせ、虻田町月浦の集会所に移転。仮診療所は、月浦地区の仮設住宅の近くで、エックス線、超音波検査なども可能となった。[『有珠山 - 平成噴火とその記録 - 』室蘭民報社(2000/12),p.27]

02. 町保健師は道保健所の全面的な応援を受け、避難所における保健・医療援助の計画、実施、調整にあたった。

3月28日、火山活動活発化に対応して室蘭保健所では有珠山周辺の9病院に対して災害時の病院体制及び連絡体制の整備を要請するとともに、危険区域にある北海道社会事業協会洞爺病院の患者状況把握などを行い不測の事態に備えた。29日には、虻田町・壮瞥町・伊達市の一部地域に避難勧告及び避難指示が発令されたため、保健婦を中心に3班集体で各避難所の健康調査や健康相談を実施した。同時に、室蘭医師会及び胆振西部医師会に災害時の協力体制について依頼した。3月30日、1市2町村に対して、救護所の開設、医療救護班の受け入れ希望調査を実施、虻田町幸清会病院の患者の避難状況を確認、前日に引き続き保健婦による避難所巡回相談を行った。

3月31日、室蘭保健所内に保健所・道の保健福祉部・室蘭市及び胆振西部医師会などで構成する「有珠山噴火保健医療救護センター」設置した。[『2000年有珠山噴火・その記録と教訓』北海道虻田町(2002/12),p.412]

避難所が町内6ヵ所に拡大した3月30日の時点で、町の保健師は自分たちの業務量を超えたと判断し、道立室蘭保健所に応援を求めた。その後は道保健所がリーダーシップをとり、各避難所における保健・医療援助の計画、実施、「避難所把握状況」「保健指導日誌」「避難所利用者健康状況調査票」などの記録様式の作製、道内から応援に来た保健師、ボランティアの調整などを行った。この時点で、各避難所内の住民について、非常にきめ細かい悉皆調査がなされている。[伊藤淑子「被災地における災害弱者の生活とケア」『開発論集 第71号』北海学園大学開発研究所(2003/3),p.92]

3. 災害弱者への対応

01. 災害弱者対応の避難所がつけられた。

各町村に1~2ヵ所ほど、災害弱者対応の避難所がつけられていった。これらの避難所は、社員寮や保養施設など、比較的居住条件が恵まれているところであった。具体的には「デイサービスセンターふるりの丘」「エイペックス社員寮」(豊浦町)、建設職員の宿舎で個室になっている「高岡避難所」(豊浦町)、「伊達市保健センター」「だて歴史の杜カルチャーセンター」(伊達市)、「道立洞爺少年自然の家」の宿泊施設部分(洞爺村)、「老人福祉センター」の1室(長万部町)などである。また、白老町が提供した「白老厚生年金ホーム」も、同様の目的に使用された。[伊藤淑子「被災地における災害弱者の生活とケア」『開発論集 第71号』北海学園大学開発研究所(2003/3),p.91]

02. 4月10日に介護保険制度によるサービスが開始された。

混乱の中ではあったが、介護保険制度によるサービスが4月10日頃から開始されている。ホームヘルプ、訪問看護、訪問リハビリテーションなどのサービスは、避難所内でも受

けることが可能であった。[伊藤淑子「被災地における災害弱者の生活とケア」『開発論集 第71号』北海学園大学開発研究所(2003/3),p.92]

4月からスタートした介護保険は、有珠山の噴火活動で、被災地周辺ではサービスを提供する施設が避難所になるなど、困難な状況が続いたが6日、一部施設が一般利用者へのデイサービスを始めた。被災者についても道が被保険者証がなくても町外でサービスが受けられるよう決定、問題を抱えながらもやっと動き始めた。[『有珠山噴火 - 平成噴火とその記録 - 』室蘭民報社(2000/12),p.87]

03. 白老町、豊浦町の老人保健施設が受入を開始した。

厚生年金事業振興団が運営する「しらおい厚生年金保養ホーム」では、有珠山噴火による避難住民8人を災害支援活動の一環で受け入れている。車いす利用者など一般避難所での生活が難しいだけに、療養型保養施設の開放を喜んでいる。

(中略)

今回は白老町の要請もあり、高齢者や病弱な被災者を主体に受け入れ手続きを行い、このほど作製した同振興団の災害支援活動要綱に沿って、4月10日から6月18日までの開放にこぎ着けた。[『有珠山 - 平成噴火とその記録 - 』室蘭民報社(2000/12),p.165]

04. 透析が必要な避難住民に対して、避難所の移転等の対応を行った。

透析の代替施設と人数は、伊達日赤病院(D病院と略)4名、豊浦国保病院3名、倶知安厚生病院4名であった。なお、緊急透析はD病院が担当した。しかし、虻田町と伊達市を結ぶ国道37号線が遮断され、迂回路は洞爺湖北側ルートのみで、隔日でも通院が困難になった。対策として、D病院の院内体育館に一時滞在。その後、近くに借り上げ社宅に移動。後日伊達市設営避難所に統合された。[後藤義朗 他「有珠山噴火災害時における災害弱者の避難状況と今後の課題」『日本集団災害医学会誌』日本集団災害医学会(2002/12),p.32]

05. 「保健福祉センターさわやか別館」が災害弱者対応の避難所として再開された。

「さわやか」の業務開始と同時に、「さわやか別館」が、災害弱者対応の避難所として再開された。ここには、町外の避難所から戻ってきた、虚弱高齢者、精神疾患、病院退院直後などの人々が、10名程度入居した。[伊藤淑子「被災地における災害弱者の生活とケア」『開発論集 第71号』北海学園大学開発研究所(2003/3),p.93]

4. 被災者への生活情報の提供

01. 現地対策本部は電話による有珠山情報の提供を4月28日より開始した。

有珠山災害対策本部は28日、同山の噴火活動の情報を電話番号で提供するテレホンサー

ビスを始めた。

電話番号(中略)にダイヤルすると、室蘭地方気象台発表の「火山観測情報」などを聞くことができる。内容は、噴煙や火山性微動の現状、火山噴火予知連絡会有珠山部会の検討内容の要点などで、原則として朝と夜の1日2回、更新される。情報提供料は無料だが、通話料は利用者負担(伊達市内からの利用で3分10円)。当面は火山活動状況のみだが、将来的には行政からの情報提供も盛り込む予定。[『有珠山 - 平成噴火とその記録 - 』室蘭民報社(2000/12),p.172]

## 02. 虻田町ふれあいセンターで災害用臨時ラジオ局「FM レイクトピア」が開局した。

虻田町は27日までに、有珠山噴火で避難している住民などへの情報伝達手段として、災害対策用の広域FM放送局「FM レイクトピア」開局へ向けた申請を北海道電気通信管理局に行った。順調に準備が進むと5月8日に、同町本町の「あぶたふれ合いセンター」から放送を開始する予定だ。室蘭民報社はニュース情報の提供で同局に全面協力する。[『有珠山 - 平成噴火とその記録 - 』室蘭民報社(2000/12),p.170]

有珠山噴火と防災に関する情報提供がメインのラジオ局「FM レイクトピア」がきょう8日正午、本放送をスタートさせる。局は虻田ふれあいセンター(虻田町本町)に置き、76.1MHzで聞くことができる。内容は有珠山非常災害現地対策本部からの情報を優先する。[『有珠山 - 平成噴火とその記録 - 』室蘭民報社(2000/12),p.192]

避難所生活を送っている住民などへの情報伝達機関として、災害対策用の広域FM放送局「FM レイクトピア」開局へ向けた申請を北海道電気通信管理局に行った。5月1日、虻田町ふれあいセンターにFM放送スタジオを設置、翌2日にはエイペックス屋上にFM放送送信所を設置、3日にFM局調整試験を行い、5月8日「FM レイクトピア」は開局した。出力は100ワット、サービスエリアは、伊達・壮瞥・虻田・豊浦・洞爺の各市町村のほか、アンテナの条件がよければ長万部町でも受信可能という本格的なもので、スタッフとして30人規模のボランティアたちが協力した。

臨時災害FMは阪神大震災で始まったといわれているが「FM レイクトピア」は毎日正午から午後7時までの7時間で、毎日5時にはおよそ10分間、火山活動の状況・周辺の気象情報・一時帰宅や仮設住宅などの情報のほか、学校やボランティアの取材による情報も伝えた。マスコミの関心が薄れ、情報が少なくなりつつある中で、ピンポイントの細かな情報を提供する「FM レイクトピア」は重要な情報源で高齢者にもわかりやすく評価も高かった。特に、仮設住宅への入居が進むにつれ、情報過疎になりがちな仮設住宅入居者から喜ばれた。「FM レイクトピア」は平成13年3月31日まで続けられた。[『2000年有珠山噴火・その記録と教訓』北海道虻田町(2002/12),p.583]

## 5. 地域活性化対策

### 01. 5月1日からの2ヶ月間にわたり、北海道経済活性化支援として「ガンバル、フンバル、北海道」キャンペーンが実施された。

平成12年5月1日から6月30日までの2ヶ月間を重点期間とし、有珠山の噴火により、有珠山周辺だけでなく北海道経済全体への影響も懸念されたため、政府と北海道が協力し、北海道産品の購入促進を通じて北海道経済の活性化を支援した。

なお、北海道独自の観光キャンペーンと同じロゴ、キャッチフレーズを用いて、連携のもとで実施された。[『平成12年(2000年)有珠山噴火災害報告』北海道開発局室蘭開発建設部(2000/12),資料-61]

有珠山の噴火に伴い、北海道経済全体への影響が懸念されたため、北海道産品の購入促進により北海道経済の活性化を支援する目的で平成12年5月1日から平成13年3月31日まで「ガンバル、フンバル、北海道」北海道産品購入促進キャンペーンが実施された。

このキャンペーンは、北海道開発庁、北海道と北海道の生産者団体、経済団体等で構成する「ガンバル、フンバル、北海道」実行委員会が呼びかけ、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、自治省(当時)の協力のもと行われた。[『平成12年(2000年)有珠山噴火災害報告』北海道開発局(2001/6),p.32]

### 02. 被災住民の雇用対策として、緊急地域雇用特別交付金事業に基づく各種事業が実施された。

噴火災害により避難を余儀なくされ、失業状態にある住民の雇用不安、生活不安の解消を図るため、緊急地域雇用特別交付金の弾力活用を図るとともに、雇用調整助成金の活用を促進するため、休業を余儀なくされている事業主が雇用する従業員を外向させる際の受け入れ企業の確保、新卒者の雇用の安定について事業主団体に要請した。[『2000年有珠山噴火災害・復興記録』北海道(2003/3),p.34]

深刻化する雇用不安の中で、道は「有珠山噴火災害に係る緊急地域雇用特別対策推進事業」を実施した。原資となる予算は4億100万円、虻田町はこれを受けて産業課に担当させた。実際の事業は高齢者事業団・商工会・町内企業等に委託して実施されたが、この事業は収入の道が閉ざされていた被災者にとって大きな福音となった。事業は虻田町の強い要望によって平成13年度も継続され、被災者の生計を支えている。

緊急雇用創出事業といわれる「有珠山噴火災害対策に係る緊急地域雇用特別対策推進事業」は、市町村が実施する事業で有珠山噴火災害対策として臨時応急に実施する必要があると道が認めた事業で、新規雇用者や新規就業者の定義も、有珠山噴火災害による休業者の定義も細かく定められている。(中略)

冬場を通して切れ目なく続けられた緊急雇用創出事業は国が平成11年末、失業者対策として平成13年度までの期限付きで都道府県に交付した「緊急雇用特別交付金」を活用して行われている。交付金の性格上、応急処置的な意味合いが強く、地域の雇用を100%

を支えるには荷が重い事業ではあったが、仕事を失った被災者にとっては命綱であった。

[『2000年有珠山噴火・その記録と教訓』北海道虻田町(2002/12),p.512]